

# 職分秩序思考の展開

——経営の人間問題と社会的カトリシズム——

増 田 正 勝

## 目 次

- I 序 論
- II ハインリッヒ・ペッシュと職分秩序思考
- III 『クワドラジェジモ・アンノ』における職分秩序思考
- IV 職分秩序思考と労働組合
- V 職分秩序思考と経営
- VI 結 論

## I 序 論

社会的カトリシズムが漸く統一的方向を見出したときには、ワイマール時代もすでに末期に近づきつゝあった。1931年5月に発布されたピオ11世の社会回勅『クワドラジェジモ・アンノ』が、分裂していたドイツ・カトリシズムに、社会改革の基本的方向を与えたのである。「職分秩序」(berufsständische Ordnung)の思考がそれであった。

ネル・ブロイニングは、職分秩序という言葉を「不運な言葉<sup>1)</sup>」(Unglückswort)と称している。職分秩序思考それ自体は、古くからキリスト教社会思想に含まれているものであるが、1931年という時代状況を考えるならば、この言葉は必ずしも適切ではなかった。今日、『クワドラジェジモ・アンノ』

1) Nell-Breuning, Oswald von: Der Königswinterer Kreis und sein Anteil an "Quadragesimo anno", in: *Soziale Verantwortung. Festschrift für G. Brieß zum 80. Geburtstag*, hrsg. von J. Broermann u. Ph. Herder-Dorneich, Berlin 1968, S.587.

を読み返してみると、ピオ11世の主張していた職分秩序が、けっして具体的な改革構想を意味していたのではなく、抽象的なひとつの社会理念を表明していたことがわかる。ところが当時、回勅の真の意図とはうらはらに、職分秩序をめぐる混乱や誤解、あるいはこの言葉の濫用が生じていた。とりわけ、イタリアのファシズム的組合主義(Korporatismus)、オーストリアの身分国家(Standestaat)構想、ナチスの職能組織などと混同されたり、あるいはピオ11世があたかもそれらを支持しているかの如き誤解や勝手な解釈がみられた。したがって第2次大戦後になると、この「不運な言葉」を避けて、しばしば別の表現がなされるようになる。たとえば、ネル・ブロイニング<sup>2)</sup>やモンツェル<sup>3)</sup>(Monzel, Nikolaus)は、「給付共同体」(Leistungsgemeinschaft)あるいは「給付共同体的秩序」について語り、ムーラー<sup>4)</sup>(Muhler, Emil)は、「有機的多元主義」(organischer Pluralismus)「機能的連邦主義」(funktioneller Förderalismus)といった表現を好む。またメスナー<sup>5)</sup>(Messner, Johannes)は、むしろ「社会的民主主義」(soziale Demokratie)という言葉を選んでいいる。しかし本稿においてわれわれは、職分秩序という言葉そのまま使用する。この言葉には、それだけの歴史的な重みがあるからである。

ドイツ・カトリックにおける一般社会政策上の統一意思の形成という課題を担って、すでに活動を開始していたケーニッヒスヴィンター・クライスの中では、『クワドラジェジモ・アンノ』の発布以前に、つとに職分秩序の問題が真剣に論議されていた。職分秩序への始点はどこにあるか、反動的政治グループの主張する職分イデオロギーとの相違点はなにか、どのような経済的・政治的思潮が職分秩序に対立しているか、さらに職分秩序思考に立って

2) Nell-Breuning, Oswald von: Das berufsständisch-leistungsgemeinschaftliche Ordnungsbild als Forderung der katholischen Sitten- und Soziallehre, in: *Wirtschaft und Gesellschaft heute, Bd. I. Grundfragen*, Freiburg 1956, S. 227ff

3) Monzel, Nikolaus: *Katholische Soziallehre, 2. Band: Familie, Staat, Wirtschaft, Kultur*, Köln 1967, S. 187 ff. und S. 517 ff.

4) Muhler, Emil: *Die Soziallehre der Päpste*, München 1958, S. 328.

5) Messner, Johannes: *Das Naturrecht. Handbuch der Gesellschaftsethik, Staatsethik und Wirtschaftsethik*, 4. Aufl., Innsbruck./Wien/ München 1966, S. 340.

経済政策、文化政策は、いかに展開さるべきか。このような一連の問題がそこで論じられていた。その成果は、ネル・ブロイニングの手を通して、回勅に生かされた。したがってファシ・デル・フェルデンは次のように述べる。「“クワドラジェジモ・アンノ”の発布が、ケーニツヒスヴィンター・クライスの参加者たちに歓迎され、しかも彼らの活動成果が、回勅によって内容的に完全に正当化されたことも、別に驚くに当らない<sup>6)</sup>」と。

1932年1月、ケーニツヒスヴィンター・クライスから、国民協会本部に「社会・経済秩序研究所」(Institut für Gesellschafts-und Wirtschaftsordnung)が誕生した。ナチス政権の確立とともに、大部分の学者たちは国外へ脱出してしまうので、この研究所も、実質的な活動のゆとりもなく短命に終わった。わずかの期間の研究活動の成果は、1932年に行われた二つの会議にみることができる。ひとつは、同年5月エッセンで行われた研究集会である。テーマは、「職分秩序の理念とその実践的可能性」(Der berufsständische Ordnung. Idee und praktische Möglichkeiten)であった。国内のみならず、オーストリア、ベルギー、オランダからも参加者があった。もうひとつは、同年10月ミュンヘン・グラッドバッハで開催された第1回“カトリック社会週間”である。統一テーマは、「職分秩序における経済政策と社会政策」(Wirtschafts-und Sozialpolitik in der berufsständischen Ordnung)であった。およそ400人の参加者があったという。いずれも国民協会が主催者であった。

ワイマール時代の社会的カトリシズムが、最終的にナチスの全体主義勢力の前に敗退していく結末からみると、職分秩序思考も徒花に終わった感が強い。社会の刷新に実効的な力を発揮するに及ばなかったからである。だが思想史的に把えるならば、職分秩序思考は、いわばワイマール期社会的カトリシズムの総決算であったといえる。そこには、ワイマール・ドイツの抱える諸問題との対決を通して、社会的カトリシズムがたどりついた問題解決の基本的方向が、総括的に示されているからである。

6) Van der Velden, Josef: Vorwort, in: *Die berufsständische Ordnung. Idee und praktische Möglichkeiten*, hrsg. von Josef van der Verden, Köln 1932, S.5.

『クワドラジェジモ・アンノ』によって、職分秩序思考は、カトリック社会論において確定した地位を得ることになった。たとえば1948年刊の『カトリック社会綱領<sup>7)</sup>』第3版は、職分秩序に一章を割いている。また代表的なカトリック社会論の文献は、ほとんど例外なく職分秩序の問題を論じている。われわれは、概念や体系上の意義に関する議論はそれらに譲って、本稿では、むしろ職分秩序思考を支えている問題意識を把握することに努めたいと思う。

## II ハイน์リッヒ・ペッシュと職分秩序思考

ヨーストックは1932年に、「ペッシュは、職分秩序を、今日彼の後継者たちが行っているが如くに明白かつ決定的には主張しなかった<sup>8)</sup>」と述べている。たしかにペッシュは、長年国民協会の科学顧問を務めてきたにもかかわらず、ヒッツェとは対照的に、実践界に疎い理論家で、一定の社会改革構想を声高に主張することはなかった。もっぱらカトリック社会哲学を基礎にした国民経済学体系の構築に励んでいた。しかも大戦前の社会的カトリシズム内部では、社会の根本的刷新という課題は、忘れられてはいなかったにしろ、しばらく背後に押しやられたままであった。

しかしドイツ崩壊後の興奮状態はペッシュの周りにも及んだようである。戦後の著作では、ドイツ再建という現実世界の具体的形成の問題が、従前にもまして強く意識されている。職分秩序思考と関連してとくに注目されるのは、1920年刊の『国民経済学・第2巻』 (*Lehrbuch der Nationalökonomie*, Bd. 2.) 第2版と、ヒッツェ古稀記念論文集 (1921年刊) に寄せた論文「社会

7) *Code Social: Esquisse de la doctrine sociale catholique, nouvelle synthese*, par l'Union Internationale d'Etudes, 3. éd., Paris 1948. (久保正幡監修, 滋賀・瓜生共訳『社会綱領—カトリックの社会倫理』有信堂 昭和34年)

8) Jostock, Paul: *Der deutsche Katholizismus und die Überwindung des Kapitalismus. Eine ideengeschichtliche Skizze*, Regensburg 1932, S. 157.

問題の正しい解決」(Der richtige Weg zur Lösung der sozialen Frage)である。ペッシュの思想の中に、後に社会的カトリシズムにおいて展開される職分秩序思考の原型をみることができる。

ペッシュは、個人主義的自由主義ならびに集産主義的社会主義に対して、「社会的労働体系」もしくは「連帯主義的労働体系」(solidaristisches Arbeitssystem)と称される国民経済体系を提唱する。それは、「世界の主である人間、労働する人間、しかも社会のまっただ中にある人間 (Menschen inmitten der Gesellschaft)<sup>9)</sup>」から出発する。根底には連帯主義 (Solidarismus) の社会哲学がある。すなわち「人間は、社会生活に依存しながら他を補完しまた他の補完を必要とする社会的存在である。孤立して生きていくことはできない。人間は、同時に社会の部分、全人類の部分である。共同性 (Gemeinsamkeit) と相互性 (Gegenseitigkeit) の法則が、全体の生活領域を貫いている<sup>10)</sup>」「それゆえ個人はたとえ自己の利益を注視するとしても、同時につねに、自己が所属する共同体の福祉を忘れてはならない。社会全体とその福祉に従いこれに整序されることが、まさしく社会的義務としての連帯性に他ならない<sup>11)</sup>」と。

連帯主義的労働体系については、レヒターペ (Lechtape, Heinrich) が『国家学辞典』(Staatslexikon) に簡潔に描いている。「ペッシュは、社会主義に対立して、自由競争のもつ強力な心理的衝動に有効性を認める。だが自由主義経済の自由競争は、十分な規制力をもっていない。それには規制原理と規制要因が必要である。国家目的から導き出された国民経済的課題が規制原理を提供する。すなわち真の国民的福祉の意味における国民の欲求配慮である。規制要因は、職分共同体的 (berufsgenossenschaftliche) 組織、排除的でなく

9) Pesch, Heinrich: *Lehrbuch der Nationalökonomie*, Bd. 2., Allgemeine Volkswirtschaftslehre I., 2. u. 3. Aufl., Freiburg i. Br. 1920, S. 215.

10) 11) Pesch, Heinrich: *Lehrbuch der Nationalökonomie*, Bd. 4., Allgemeine Volkswirtschaftslehre III., 1 u. 2. Aufl., 1922, S.3.

補完的な使命をもった国家、およびとりわけ個人の良心である<sup>12)</sup>」と。それは、連帯性原理と連帯性義務が規制的に働いている国民経済の体系であるといえよう。

ペッシュによれば、連帯性は三重の層を成している。すなわち「人間一般の連帯性、国家成員の連帯性、職分成員 (Berufsgenossen) の連帯性<sup>13)</sup>」がそれである。レヒターへのあげた三つの規制要因がそれぞれに対応している。人間一般の連帯性とは、つまるところ個人の良心、隣人愛である。国家成員の連帯性とは、国家が「道徳的有機的統一体<sup>14)</sup>」であることを意味している。「国家成員は、経済市民として、積極的にはその経済的給付を通して、消極的には営利の追求に際して他人の権利や公共の福祉を害わないことによって、公益に奉仕するものである<sup>15)</sup>」。国家の補完的機能は、このような国家成員の連帯性義務の遂行を助けるものに他ならない。三番目の職分成員の連帯性が、職分秩序思考に直接関連してくる。

ペッシュはいう、「個人は、社会の“構成要素” という意味においてのみ“肢体”である。ところが社会の“器官”となるのは、まさしく職分共同体である。同じ職分で働く人々が、職分共同体に結合し、社会的職分器官を形成するのである<sup>16)</sup>」「社会的器官へ形成された職分の労働は、国民全体の福祉に仕える社会的機能として、国民経済的労働共同体の内部にある準公職 (Quasi-Amt) として現われる<sup>17)</sup>」「職分共同体的利益は、個人利益と同様により上位の共同体の連帯性、つまり国民的連帯性に従わなければならない<sup>18)</sup>」と。

われわれはここで Beruf というドイツ語を一貫して職分と訳している。というのは、クリューバー (Klüber, Franz) も述べる如く、「職分秩序という名称は、共通の給付に参加している職業労働が、社会秩序構成の始点であるこ

12) Lechtape, Heinrich : Heinrich Pesch, in : *Staatslexikon*, Bd. VI., 4. Aufl., Freiburg i. Br. 1931, S. 134.

13) 14) Pesch, Heinrich : *Lehrbuch der Nationalökonomie*, Bd. 2., S. 219.

15) 16) Pesch, Heinrich : a. a. O., S. 220.

17) 18) Pesch, Heinrich : a. a. O., S. 221.

とを表現しようとする<sup>19)</sup>」ものであって、「職業統計的意味での専門職にしたがって職分秩序が構成されるということを意味しているのではない<sup>20)</sup>」からである。各自の職業を通して「共通の給付」に参加している事態が、Berufである。したがって職業あるいは職能と訳さない方がよかろう。

さらに職分秩序についてペッシュは次のように書いている。「国家社会は、職分的結合を通して、あらゆる有機体に必然的に備わったところの自然的な肢体構成 (Gliederung) を維持する。それは、精神的・道徳的な結合である。犠牲心と責任感を伴った義務感が、各肢体を全体へ結び付けるのである。道徳的有機体は、動物の身体の如き形而下的な有機体からは区別される。なぜならば、肢体構成は、職分的要素の独立した結合によって遂行されるからであり、また職分組織の中の個人ならびに国家の中の職分組織は、それぞれ自己目的性、自己決定性、自己責任性をもち、一般的公益に合致するかぎりでは独立性を維持するからである<sup>21)</sup>」と。職分共同体ないし職分組織は、自発的に形成された自己管理機能をもった組織体である。ここにファシズムやナチズムにいう職能団体との本質的な違いがある。

したがってペッシュは、これをもって「真の民主主義に不可欠の公準である<sup>22)</sup>」という。この点でペッシュはレーテ思想 (Rätegedanke) に共感している。「レーテ思想は、自律的な職分団体による利益代表と経済的規制を主張している<sup>23)</sup>」と。メスナーが、職分組織のもつ社会的整序力を強調しながら、「社会的民主主義<sup>24)</sup>」について語っているのも、このような意味においてである。

ペッシュは、とりわけ労使間の連帯性、職分共同体に注目して以下のように述べている。「職員と労働者は、経営の繁栄に同じく関心をもち、また生産

19) 20) Klüber, Franz: *Naturrecht als Ordnungsnorm der Gesellschaft. Der Weg der katholischen Gesellschaftslehre*, Köln 1966, S. 222.

21) 22) Pesch, Heinrich: *Der richtige Weg zur Lösung der sozialen Frage*, in: *Soziale Arbeit im neuen Deutschland. Festschrift zum 70. Geburtstage von Franz Hitze*, M.Gladbach 1921, S. 41.

23) Pesch, Heinrich: a. a. O., S. 42.

24) Messner, Johannes: a. a. O., S. 340.

様式の社会的機能を通して共通の義務を負った補助者として、企業者の職分仲間である。このような考え方を実現していくことが、真の“社会化”への、つまり労使関係を連帯的な労働・利益共同体へ発展させることを可能にし基礎づけるための、したがって指揮労働と執行労働の一致した職分思考、職分共同体によって階級対立を克服するための、重要な段階を意味している<sup>25)</sup>」と。

労使間の連帯性は、まず使用者と労働組合との間に形成される。この方向への具現化を、ペッシュは、たとえば1918年11月に発足した「中央労使労働共同体」(Zentralgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber-und Arbeitnehmerverbände Deutschland) の中にみている。これは、自由労働組合のレーギエン (Legien, Carl) とキリスト教労働組合のシュテッカーヴァルト (Stegerwald, Adam) によって中心的に遂進されたものであった。ここでは、「中央労使労働共同体」のもつ単なる労働協約的共同体を越える性格が注目されるのである。労使の利益共通性ととも、双方の国民経済的使命が確認される。「企業者と労働者から成る組織に支えられた経済政策は、企業者によって一方的に主張される経済政策よりも有望である<sup>26)</sup>」と。もっとも職分秩序は、労使間の利害対立の根絶を意味するものではない。「ただ労使間の抗争が減り、また速やかに調整される<sup>27)</sup>」のである。ここに表明されているペッシュの思考は、今日いうところの「社会的パートナーシップ」(Sozialpartnerschaft)、あるいは「経営を超えた段階における共同決定」(überbetriebliche Mitbestimmung) につながっているといえる。

次にペッシュは、経営における労使関係に注目している。ペッシュによれば、労働者は、企業者ととも生産の主体であり、協働者である。経営の労働は、企業者の利益に一方的に仕えるのではなく、労働者の福祉をも高めるものでなければならない。それゆえ「労働者は、生産過程に対して人格的な影響力をもつべきである<sup>28)</sup>」と。労働者と職員の共同決定権を主張するのであ

25) Pesch, Heinrich: *Lehrbuch der Nationalökonomie*, Bd. 2., S. 222.

26) 27) Pesch, Heinrich: *Der richtige Weg* . . . . ., S. 55.

28) Pesch, Heinrich: a. a. O., S. 57.

る。この点で経営協議会 (Betriebsräte) の役割に期待している。合目的的な経営協議会法によって、「民主的・立憲的な経営体制」, 「経営連帯性」 (Betriebssolidarität) が形成されるべきだという。かくして「労働者は、自己の職分および職分活動に精神的にも接近し、自らが商品と評価されて資本に対して置せられているものではないことを知る。自己の価値と利益が経営において承認され、実際に評価されるがゆえに、労働者は、経営を自己の経営と認識し、それに対して関心をもつことができるのである<sup>29)</sup>」と。ここでは、連帯主義的意味における経営共同体思考ないし経営パートナーシップ思考が語られている。

ペッシュの職分秩序思考を素描してきたが、そこにおいて経営を超えるレベルにおける労使間の連帯性、労使の職分共同体と並んで、経営レベルにおける労使の連帯性すなわち経営的パートナーシップが主張されていることに注意を払いたい。後にみるように、ワイマール期における社会的カトリシズムは、とくにケーニツヒスヴィンター・クライスの場合にそうであるように、もっぱら超経営的レベルにおける職分秩序の問題に傾倒し、経営秩序の問題にはあまり立ち入ってこない。この点に関するペッシュの問題意識は、レヒターペやブリーフス (Briefs, Goetz) 以下のカトリック経営社会学者たちの中に生かされていくのである。

クリューバーは、ペッシュの功績を以下のように評価している。「ペッシュの功績は、カトリック保守運動の思想において未だ職分秩序思考に強く付着していたローマン主義的中世的観念から、職分秩序思考を解放したことであり、また1931年に回勅「クワドラジェジモ・アンノ」に受け入れられることになる形式を、職分秩序思考に与えたことである<sup>30)</sup>」と。われわれは、次に『クワドラジェジモ・アンノ』を考察することにしよう。

29) Pesch, Heinrich: *Lehrbuch der Nationalökonomie*, Bd. 2., S. 222.

30) Klüber, Franz: *Eigentumstheorie und Eigentumspolitik. Begründung und Gestaltung des Privateigentums nach katholischer Gesellschaftslehre*, Osnabrück 1963, S. 232.

### Ⅲ 『クワドラジェジモ・アンノ』における職分秩序思考

「クワドラジェジモ・アンノ」へのドイツ人社会哲学者・国民経済学者の精神的参加は、「レールム・ノヴァルム」に比較するに、はるかに大きいものがある<sup>31)</sup>というリッターの言葉を待つまでもなく、すでに述べたように、『クワドラジェジモ・アンノ』とケーニッヒスヴィンター・クライスとの結び付きは決定的である。起草に携ったネル・ブロイニングは、「私の後楯は、いわゆる“ケーニッヒスヴィンター・クライス”であった<sup>32)</sup>」と回想している。ネル・ブロイニングを通して、ケーニッヒスヴィンター・クライスの思想が、そしてペッシュの思想がこの回勅に反映しているのである。

先にみたペッシュの著作には、ワイマール初期のあのいく分楽観的な時代に対する期待が感ぜられる。だがピオ11世の回勅には、もはやそのような楽観はみられない。深い危機感がただよっている。今日手にとってみると、社会改革への叫びよりも、むしろ全体主義国家に対する警鐘が大きく蘇ってくる。

社会回勅は、大きく二つの部分から成っている。第1部では、レオ13世の労働回勅『レールム・ノヴァルム』(Rerum novarum)を「キリスト教的社会活動のマグナ・カルタ<sup>33)</sup>」と賛えて、そのもつ今日的意義を再確認している。ドイツ・カトリックにとって重要な箇所は、いわゆる“労働組合紛争”に決着をつけている部分であろう。ピオ11世は、ケルン派を、したがってミュンヘン・グラッドバッハ派の立場を支持している。

職分秩序思考は、第2部において展開されている。社会的カトリシズムにおけるいくつかの重要な論争問題、すなわち私的所有権の問題、資本主義問題、脱プロレタリアート化の問題、公正賃金の問題に一定の見解を示したのちに、「新しい社会秩序」(Societatis ordo instaurandus)という標題のもと

31) Ritter, Emil: *Die katholisch-soziale Bewegung Deutschlands in neunzehnten Jahrhundert und der Volksverein*, Köln 1954, S. 468.

32) Nell-Breuning, Oswald von: *Wie soziale ist die Kirche? Leistung und Versagen der katholischen Soziallehre*, Düsseldorf 1972, S. 129.

で、職分秩序思考に基いた社会の刷新を提唱している。

まずピオ11世は、社会の現状を以下のように判断している。「個人主義的精神によって、人間社会は破壊され、ほとんど絶滅寸前であり、……社会生活は完全に奇形化している。多様な社会肢体が国家から放逐され、従来これらの社会肢体が遂行してきた職務が国家の上におおいかぶさり、いまや国家は、無限に近い義務と責任によって押し潰されそうになっている<sup>34)</sup>」と。社会の有機的編成が失われているのである。さらに労働と資本の対立が社会の基礎を不安定なものにしている。「今日の社会は、階級的利害対立と、しばしば敵対的紛争に陥る階級対立の上に築かれているからである<sup>35)</sup>」と。

そこでピオ11世は、社会の有機的機能を回復するために、まず第1に、「補完性の原理」(Subsidiaritätsprinzip)の重要性を認識すべきことを訴える。

「個々人が自分のイニシアチフでまた自分の力でできることを、彼から奪って社会の活動に付加すべきではないように、下位にあるより小さな共同体が自ら行うことができ、しかも成果を達成できることを、上位にあるより大きな共同体のために取り上げてしまうことは正義に反する。同時にこのことは全体社会を害い混乱せしめる。あらゆる社会の活動は、その本質および概念からして補完的である。社会の活動は、社会体の肢体を補助すべきであって、けっしてそれらを破壊したり奪ってはならない<sup>36)</sup>」と。補完性の原理は、カトリック社会論の古い思想財のひとつである。ヘフナーは、「19世紀においてケッテラー司教は——社会回勅の出るはるか以前に——補完性の原理を的確に表現したばかりか、おそらく最初に“補助的権利”について語っている<sup>37)</sup>」と書いている。ピオ11世は、補完性の原理を尊重することによって、社会肢体に本来的に備っている社会的整序力を回復・育成すべきことを主張するのである。職分秩序は、この補完性の原理と不可分の関係にある。たとえば「中

33) Pius XI.: *Quadragesimo anno*, Nr. 39.

34) Pius XI.: Q. a., Nr. 78.

35) Pius XI.: Q. a., Nr. 82.

36) Pius XI.: Q. a., Nr. 79.

37) Höffner, Josef: *Christliche Gesellschaftslehre*, 4. Aufl., Kevelaer Rheinland 1962, S.48. 坂本康実訳『ヘフナー社会・経済倫理』(同文館 昭和42年) 42頁

「中央労使労働共同体」といったものもかかる社会肢体のひとつに他ならないからである。

個人の原子化と階級対立を特質とする非有機的近代社会を陰画とするならば、いわばそれが陽画へ転写されたものが、職分秩序思考に立った社会である。ピオ11世はいう、「国家と国民が何よりも努力すべきことは、階級間の紛争を除去して、職分間の調和ある協働を促進することである<sup>38)</sup>」と。これは、1929年のフライブルク・カトリック会議のスローガンでもあった。

ピオ11世によれば、社会を刷新するには、「社会有機体の調和的に秩序づけられた諸肢体、すなわち“職分共同体”を形成する以外にない。人々は、労働市場における労資の別にしたがってではなく、各人の多種多様な社会的職分にしたがって各々職分共同体に所属するのである<sup>39)</sup>」。人々を職分共同体へ結合させる内的な力は、「ひとつには、労使の別を問わず同じ職分に属する者が、その生産ないし提供に責務を負っているところの財貨と用役給付である。いまひとつのものは、公益 (bonum commune) である。すべての職分共同体は、各自の領域において公益のために協力しなければならない<sup>40)</sup>」。ここには、すでにペッシェにおいて展開されていた連帯性原理と連帯性義務の思考が、ほぼそのまま簡潔に表現されている。職分共同体の形成に関しては、回勅は以下のようなことを述べている。「人間が自ら欲するところに従っていかなる形態を選ぶかは、公益の要請と正義が損われないうえ、完全に自由である<sup>41)</sup>」「同じ職分に属する人々は、その職分の実行に何らかの理由で関連するところの諸目的のために、彼らの間で自由な団体をつくる<sup>42)</sup>」と。職分共同体の自律性、自己管理性が述べられていると解釈できる。さらにピオ11世は、「今日すでに存在し大いなる成果をあげている諸団体は、上に述べたようなキリスト教的社會教説の意味における職分秩序への開拓者とみなすことができる。できるかぎり開拓者として働いてもらいたいものである<sup>43)</sup>」と述べ

38) Pius XI.: Q. a., Nr. 81.

39) Pius XI.: Q. a., Nr. 83.

40) Pius XI.: Q. a., Nr. 84.

41) Pius XI.: Q. a., Nr. 86.

42) 43) Pius XI.: Q. a., Nr. 87.

て、職分秩序に関する主張の中心的部分を結んでいる。

この最後の言葉がわずかに現実世界へのつながりを示しているが、全体としての叙述はまったく抽象的である。ネル・ブレイニングは、「職分秩序に関する回勅の論述は、かたくなに純粹かつ厳格な抽象の高みに止まっている。……教導的声明の枠を出ずに、一般妥当的な社会哲学的原理を教会の権威をもって宣言している<sup>44)</sup>」と述べている。グンドラッハも抽象性を強調している。「職分秩序は、教会の教説であり、社会的実在の秩序構造の精神的表象、したがってひとつの理念である<sup>45)</sup>」と。したがって回勅は、職分秩序思考の具体的実現の問題を、そのときどきの歴史的状況の中に生きる人々に、ひとつの課題として突きつけているものと理解されるのである。メスナーは、「職分秩序の一般妥当的なシェーマはない<sup>46)</sup>」と言っている。われわれは、職分秩序に関していくつかの一般的な原則を引き出すことができるだけである。

これに関して、ネル・ブレイニングは、以下の5点をあげている<sup>47)</sup>。

1. 職分共同体は、地方自治体同様に、同じ職分に属するすべての人々を包括する。
2. 職分共同体は、構成員全部に対して拘束的権限を有している。
3. 職分共同体は、真の自己管理体である。
4. 職分共同体は、利益代表組織の上に立った屋上組織ではない。「あらゆる職分が、国民全体の一般的福祉をめざしてできるかぎり有効に協働し得るようにする<sup>48)</sup>」こと、これが根本である。
5. 職分共同体内で分化が行われる場合、構成団体は、同権的 (paritätisch) な決定権をもつ。たとえば、使用者団体と労働組合。

44) Nell-Breuning, Oswald von: Um den berufsständischen Gedanken. Zur Enzyklika "Quadragesimo anno" vom 15. Mai 1931, in: *Stimmen der Zeit*, 122 (1931/32), S. 48.

45) Gundlach, Gustav: *Die Ordnung der menschlichen Gesellschaft*, Bd. 2., Köln 1964, S. 323.

46) Messner, Johannes: *Die soziale Frage der Gegenwart. Eine Einführung*, Innsbruck/Wien/München 1934, S. 568.

47) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 44.

48) Pius XI.: Q. a., Nr. 85.

人々を職分共同体へ結集させる動因は、共通の給付である。給付には経済的なものと経済外的なものがあるが、職分秩序思考において重視されているのは、経済的職分共同体である。ネル・ブレイニングは述べている。「経済的職分共同体は、社会において、最高にして指導的な職分共同体ではないとしても、ある意味でもっとも重要なものである<sup>49)</sup>」と。

ところで先に引用したように、ピオ11世は、既存の諸団体のあるものを「職分秩序への開拓者」としてみなしていた。かかる諸団体とは何であろうか。ネル・ブレイニングは、職業団体 (Standesverein)、労働組合、協同組合 (Genossenschaft) の三つを例としてあげている。われわれはさらに、ペッシェの主張にもみられた、さまざまなレベルでの労使の「労働共同体」といったものを考えることもできるであろう。

職分共同体の一般的機能について、メスナーは、とくに社会政策と経済政策の領域における機能に注目している。「社会政策的には、今日国家に課せられているところの大部分の職務、労働者保護、全部門での社会保険、とくに賃金形成を、職分共同体は、その活動範囲にとり入れるべきだ<sup>50)</sup>」と。これ以外に、労働時間の規制、労働争議の調停、職業教育、就職斡旋等がある。経済政策的には、たとえば信用政策や租税政策などにおいて、自助機能・自己管理機能を発揮することによって一般的福祉に貢献し得るとしている。

『クワドラジェジモ・アンノ』の職分秩序思考に関するネル・ブレイニングやメスナーの解釈も、それ自体抽象的である。職分秩序について具体的なイメージを構成することは困難である。ただ回勅は、少なくともファシズム的職能団体主義や中世的ツンフトとの混同や同一視を固く拒否している<sup>51)</sup>。このことは念頭に置かるべきであろう。ネル・ブレイニングは、回勅が発布された同じ年に、「今日、職分秩序思考は、今までになく危機に曝らされている<sup>52)</sup>」と言っている。全体主義思想との混同、あるいは誤解、また全体主義に

49) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 43.

50) Messner, Johannes: a. a. O., S. 573.

51) Pius XI.: Q. a., Nr. 91-98.

52) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 36.

よって利用されることに警告を発していたのである。職分秩序の本質を形成するものは、連帯性原理と連帯性義務である。連帯性は、社会における多種多様な社会的諸肢体の自律性、自己管理性を前提としてはじめて意味を得る。職分秩序思考は、全体主義と本質的に対立せざるを得ないのである。

#### IV 職分秩序思考と労働組合

『クワドラジェジモ・アンノ』が発表された翌年の1932年5月、エッセンにおいてカトリック研究集会が開かれた。既述の如く、テーマは、「職分秩序の理念とその実践的可能性」であった。報告者ならびにその論題は次のようであった。ロムメン「社会的政治的状況とドイツ・カトリックの社会的志向」、グンドラッハ「カトリック的観点からみた個人主義時代における国家、社会、経済」、ブラウアー「ドイツ産業主義時代におけるカトリックの社会政策観」、ブリーフス「ファシズムとボルシェヴィズムの間に立つ職分秩序」、シュヴェール「社会と国家の自然的関係としての職分秩序」、オッテ「ドイツにおける職分秩序の道」、ギックラー「職分秩序における被用者」であった。オッテ (Otte, Bernhard) とギックラー (Gickler, Johannes) を除くと、残り5名はいずれもケーニッヒスヴィンター・クライスの参加者である。

これらの報告は、さまざまな角度から取り上げることができるであろうが、ここでは、労働組合の問題を中心に考察してみたいと思う。報告者の中では、ブラウアー、オッテ、ギックラーが労働組合の問題に言及している。すでにしばしば引用してきているネル・ブロイニングの論文も、職分秩序思考と労働組合の問題を取り扱っている。合わせて検討しておこう。

彼らはいずれも、ネル・ブロイニングの言葉にあるように、「労働組合は今日疑いもなく、社会的行動、社会的進歩のもっとも強力な担い手である<sup>53)</sup>」という確信の上に立っている。しかし他方で労働組合の将来に対する深い危

機感が彼らを一様に捉えている。一種の労働組合無用論、労働組合有害論が、職分秩序思考のマントをかぶって主張されようとしていたからである。彼らはいずれも明言を避けているが、なによりもナチズムに対する危惧があったといわなければならない。

危機的状况はいくつかある。ネル・ブロイニングはいう、「“上からの階級闘争”が職分秩序の支持としてカムフラージュされている<sup>54)</sup>」と。使用者層が職分秩序思考を楯に労働組合を排除しようとするのである。さらに経済的不況が労働組合を苦しめている。「不明確な“経済平和”なる旗印や“職分秩序”なるパローレでもって、経営における労働者の一種の隷民化・農奴化が再度進行しようとしている<sup>55)</sup>」と。ブラウアーは、「労働組合を意識的に無視して、労働組合的に“腐敗していない”労働者を新しい職分秩序の望ましい担い手と考える職分秩序観の方向<sup>56)</sup>」を強く警戒する。

ピオ11世は、先にみたように、既存の諸団体のあるものを「職分秩序への開拓者」とみなしていた。しかしそれが具体的に何を示すのかについては述べていない。ネル・ブロイニングは、職業団体、労働組合、協同組合を理解したが、もともと反労働組合的な諸勢力や諸思潮は、労働組合にかかる開拓者としての資格を認めようとしなかったのである。

ブラウアーは、こうした方向を示すものとしてアルブレヒト (Albrecht, Gerhard) の著『階級闘争から社会的平和へ』(Vom Klassenkampf zum sozialen Frieden, Jena 1932) をあげ、これを厳しく批判している。ブラウアーによれば、アルブレヒトは、労働組合の本質を集団利己主義性・階級闘争性によって規定し、かかる本質からして労働組合は、公益を第一義とする職分秩序とは相入れない、と主張する。職分秩序建設への労働組合の参加を認めないのである。そればかりか将来実現されるであろう職分秩序においても労働組合の存立を否定する。労働組合有害論、労働組合無用論の典型である。

53) 54) 55) Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 50.

56) Brauer, Theodor : Die katholische Auffassung der Sozialpolitik im Zeitalter des deutschen Industrialismus, in ; *Die berufsständische Ordnung. Idee und praktische Möglichkeiten*, hrsg. van. Josef van der Velden, Köln 1932, S. 56.

このようなアルブレヒト的見解に対して、ブラウアー以下の人々はまっこうから反対する。ブラウアーは、「かかる特徴づけは誤りである<sup>57)</sup>」とアルブレヒトの労働組合観を批判し、「労働組合に内在する力を利用しないならば、職分秩序の建設からは何も生まれまいだろう<sup>58)</sup>」と反論する。キリスト教労働組合総同盟議長のオッテも、「労働組合なくして、あるいは労働組合に対立して、健全にして見込みある将来を考えることはできない<sup>59)</sup>」と述べる。ネル・プロイニングも「職分秩序は、労働組合とともに作り上げなければならない<sup>60)</sup>」と主張する。ギックラーも同じである。

では「職分秩序への開拓者」として労働組合はどう位置づけられるのか。

職分秩序思考には、労資協働の理念、いわゆる社会的パートナーシップの理念が包括されている。このことはペッシュを論じた際にすでに明らかにしておいたが、ギックラーもこの点を強調している。「労使の給付共同体において決定的なメルクマールは、所有・非所有ではなくして、社会的給付ならびに公益の促進である<sup>61)</sup>」「被用者は、経済における給付要素としての地位に応じて、純粋な従属地位から、協議する経済市民、部分的には共同決定する経済市民へ高められるのである<sup>62)</sup>」と。

ところでこのような経済市民としての意識が労働組合にはあるのであろうか。前述の如くアルブレヒトは否定する。ドイツの労働組合に労資協働的意思を一切認めないのである。しかしブラウアーは、大戦後の労働組合運動の中に、むしろ労資協働的思考が芽生え生長しつつあることを指摘する。この場合、しばしば引き合いに出される経済協議会や経営協議会よりも、日常的な労働協約の実態に注目する。ブラウアーは述べる、「賃金・労働時間関係の

57) Brauer, Theodor : a. a. O., S. 57.

58) Brauer, Theodor : a. a. O., S. 60.

59) Otte, Bernhard : Wege der berufsständischen Ordnung in deutschen Landen, in ; *Die berufsständische Ordnung*, S. 91.

60) Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 50.

61) 62) Gickler, Johannes : Der Arbeitnemer in der berufsständischen Ordnung, in ; *Die berufsständische Ordnung*, S. 110.

63) Brauer, Theodor : a. a. O., S. 59.

領域における労使間の自然的な利害対立は、依然として闘争によって解決されるだろう。しかし他面でそれを超えて双方に共通の利益を共同で取扱うことができる<sup>63)</sup>」と。利益の共通性が、たんなる労働協約から労働協約共同体(Tarifgemeinschaft)を形成する機縁となる。ブラウアーは、この労働協約共同体が、職分秩序思考にいう職分共同体へ成長する可能性をもつと主張する。オツテも同様の主張を行っている。「労働協約が同時に労働協約共同体である<sup>64)</sup>」ような道に職分秩序の実践的可能性をみている。ブラウアーもオツテも、その実例として1922年まで存在した印刷業関係の労働協約をあげている。個別企業段階から全国段階に至るまで各レベルで形成された労働協約共同体が、労使に共通の利益のみならず公益を配慮するとき、職分共同体へ接近するのである。

労働協約の一方の当事者は、労働組合である。労働協約共同体に職分秩序への大きな可能性をみるブラウアーやオツテにとっては、したがってアルブレヒトとは全く逆に、労働組合こそまさに職分秩序実現のもっとも重要な担い手なのである。もっとも労働協約共同体が、公益を無視して集団エゴイズムに走らないとは限らない。オツテは、それは不可避だとする。したがって何らかの法的規制が必要だとする。この関連で、われわれは、第2次大戦後の共同決定をめぐる論議の中で、企業の共同決定機関に公益代表を参加さすべきとする一連の主張があったことを想起する。

職分共同体の本質的な特徴は、それが自己管理体であるということにある。ギックラーによれば、自己管理は、ドイツの労働者の古くからの主張である。したがっていう、「職分秩序によって職分における真の自己管理が実現できるとすれば、労働者世界の古い願望が達成されることになる<sup>65)</sup>」と。自己管理体としての職分共同体の形成を通して、労働者は何を実現しようとするか。ギックラーは以下のものをあげる<sup>66)</sup>経済生活の安定、資本の特権の排除と労資同権、共同決定の鍵となる経済の透視化、機械や合理化に対する人間

64) Otte, Bernhard: a. a. O., S. 96.

65) Gickler, Johannes: a. a. O., S. 112.

66) Gickler, Johannes: a. a. O., SS. 114-116.

の主体性の回復などである。いうまでもなく、これらの事柄の実現は、強力な労働組合の存在なくしては考えることができない。

ネル・ブレイニングは、労働組合を階級組織として規定する。階級について次のように述べる。「“階級”は、社会体の構築要素ではないとしても、社会政治的対決の担い手であり、かかる対決から正しい社会秩序が生まれてくる<sup>67)</sup>」と。背後には、ペッシュやグンドラッハによって定式化された階級観がある。階級は、たとえば形式社会学にみるテンニエス流のゲゼールシャフト的団体ではない。グンドラッハによれば、「階級とは、他の同種の大集団との対決によって国家内部に組織された大集団であり、“公益”の、つまり公共善の一定の形式を、背理だとしてこれを否定する目的をもった、あるいは有意味だとしてこれを弁護する目的をもった大集団である<sup>68)</sup>」職分秩序思考は、いわば既存の体制に対する告発である。もし階級がグンドラッハの意味において理解されるとすれば、職分秩序は階級闘争の中心的課題になり得る。そして「ここで労働組合は決定的な役割を演ずる<sup>69)</sup>」のである。

実現された職分秩序においてなお労働組合は機能し得るかという問題がある。そこでは正しい社会秩序が実現されているのであるから、上記の階級組織としての性格は、すでに失われている。しかし職分秩序社会にも労使は存在する。したがってネル・ブレイニングは以下のようにいう。「労働関係が職分的公共体によってあくまで権威的に規制されるべきでなく、やはりここでも自由な団結と労働関係の自己責任ある形成が保証されるべきであるとすれば、労働組合への自由な団結が必要である<sup>70)</sup>」と。労働条件の交渉・締結には、「専門知識をもった代理人、強力で賢明な指揮が不可欠である<sup>71)</sup>」と。

以上においてわれわれは、職分秩序思考が、労働組合無用論や労働組合有害論と根本的に対立するものであることをみてきた。職分秩序思考には、労

67) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 45.

68) Gundlach, Gustav: Klasse, in; *Staatslexikon*, Bd. III., 5. Aufl., Freiburg i. Br. 1929, S. 387.

69) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 45.

70) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 52.

71) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 51.

使協働思考，社会的パートナーシップの思考が含まれている。いうまでもなくそこでは，資本に対抗し得る一定の社会的勢力をもった労働組合の存在が大前提とされている。労働組合なくして，職分秩序実現の道を考えることはできないのである。

## V 職分秩序思考と経営

エッセン研究集会に引き続いて，1932年10月ミュンヘン・グラッドバッハで第1回“カトリック社会週間”が開かれた。統一テーマは，既述の如く「職分秩序における経済政策と社会政策」であった。報告者は12名で，ケーニッヒスヴィンター・クライスからは，ヨーストックとネル・ブロイニング，ブラウアーが報告を行っている。それぞれの論題は，ヨーストック「職分秩序における景気政策と恐慌予防」，ネル・ブロイニング「経済と法」，ブラウアー「労働秩序と社会法」であった。オーストリアの連帯主義者メスナーも，「競争の自由と職分秩序」という題で報告している。

ブラウアーは，その報告の冒頭で，「職分秩序実現の試金石は，職分秩序が仕事場と経営において成功裡に確立されるかどうかというところに存する<sup>72)</sup>」と述べている。だがエッセン研究集会ならびにカトリック社会週間を通して言えることは，かかるブラウアー的な問題意識は必ずしも一般的ではなかったということである。もともと『クワドラジェジモ・アンノ』からして，職分秩序と経営の問題には全く言及していない。たしかに第65項<sup>73)</sup>は，労働者の経営参加について触れた箇所としてしばしば引用されるが，職分秩序とは別の文脈の中で述べられている。また社会回勅の主たる起草者であり，回勅のす

72) Brauer, Theodor: *Arbeitsordnung und Sozialrecht*, in; *Wirtschafts- und Sozialpolitik in der berufsständischen Ordnung*, hrsg. von Josef van der Velden, Köln 1933, S. 64.

73) 「……賃金労働関係を，共同体的関係 (Gesellschaftsverhältnis) へ近づけることは結構なことである。……このようにして，労働者や職員は，共同所有もしくは共同管理，あるいは一種の利潤参加に与るのである」 (Pius XI.: Q. a., Nr. 65)

ぐれた注解をいくつも書いているネル・ブロイニングも、職分秩序と経営秩序の問題にはほとんど立ち入っていない。こうしたことは、ワイマール期における社会的カトリシズムの主たる関心事がどこにあったかを如実にもの語っている。経営を超えた段階における資本と労働の関係を新たに秩序づけていくことが、その中心的課題であったのである。この課題に答えようとしたのが職分秩序思考に他ならなかった。

しかし経営秩序、経営体制の問題が、社会的カトリシズムにおいて全く等閑視されていたわけではなかった。この問題の重要性を認識して、学問的にも未だ未開拓であったこの分野へ入りこんでいったのが、ブリーフス以下一群のカトリック経営社会学者たちであった。この関連については、われわれは別に詳細に考察することになる。ここでは、エッセン研究集会とカトリック週間に注目してみよう。前者では、ギックラーが、後者では、ブラウアーが、経営の問題に言及している。注目すべきことは、両者ともここで、同じく経営参加の主張に帰着しているということである。まずギックラーの主張をみよう。

ギックラーはいう、「職分構成員は、統一的きずなによって相互に結合されていなければならない。かかるきずなとは同じ経済部門、同じ経営における職分構成員全員によって、社会の一般的福祉の為に生み出されるところの共同の給付である<sup>74)</sup>」と。しかし経営はもともと私経済的経済単位である。かかる経営が社会の一般的福祉を行動の原理とすることは、どのような意味において可能であるのか。

ギックラーはいう、「経営は、それ自体として、職分的自己管理体へ編入されており、それゆえ職分共同体の一般経済政策的規範を実行しなければならない。かかる一般的規範を個別経営へ適用していくことは、労使共同の自己管理のコントロール下に置くべき事柄である<sup>75)</sup>」と。つまり、たとえば「中央労使労働共同体」といった超経営的組織が、公益を配慮して決定した賃金

74) Gickler, Johannes: a. a. O., S. 107.

75) Gickler, Johannes: a. a. O., S. 113.

や労働時間に関する規制が、最終的に経営に適用される段階で、労使の共同管理が要請されるというのである。これは、職分秩序的規制が経営に対して有効に働くには、経営における何らかの共同決定を不可欠とするということに他ならない。ギックラーは述べる、「労働者は、経営の中でも、経済政策と経営政策の本質的な問題において、自己管理の道で共同決定することになるから、経営は、企業者の“絶対主義的な支配領域”から“立憲的な権力領域”となる<sup>76)</sup>」と。ギックラーは、これ以上問題を発展させていないが、経営参加の主張が職分秩序思考と結び付けられている点に注目したい。

ブラウアーはやや突っこんだ議論を展開している。ブラウアーはいう、「職分秩序思考に固有なことは、すべての個人給付を全体給付へ統合せしめることである。このときに個人給付の共同体性が確立されるのである<sup>77)</sup>」と。このような基本理念に照らして、経営の労働秩序はいかに形成さるべきか。

ブラウアーは述べる、「一般に経済的領域において職分秩序理念が実現されるということは、生産過程に参加するすべての人々によって共同で、健全なる経営政策が追求されるということに他ならない<sup>78)</sup>」と。経営政策の決定に経営構成員すべてが何らかの形で参加すべきだというのである。これは、まさしく経営参加の主張に他ならない。ブラウアーも、ギックラーと同様に、経営参加を職分秩序の本質的な要因とみるのである。

ペッシュを考察したさいに明らかにしたように、職分共同体は、連帯主義的労働体系における重要な規制要因のひとつである。しかしこの規制要因が有効に機能し得るには、それに応じて経営の秩序も一定の変革を遂げなければならない。ブラウアーはいくつかの局面を論じている。

労働協約共同体において形成された規制は、経営にとってひとつの規範となるが、ブラウアーによれば、「かかる規範へ経営的に適応し、かつ労働秩序を通して監督することが重要になってくる<sup>79)</sup>」。規範の実行、しかも個別経営の特性に合わせた遂行が、経営政策の領域に入ってくるのである。また社会

76) Gickler, Johannes: a. a. O., S. 114.

77) 78) Brauer, Theodor: a. a. O., S. 69.

79) Brauer, Theodor: a. a. O., S. 71.

保険が職分共同体の自己管理に委ねられた場合、たとえば疾病保険の対象者の第一次審査といった仕事は、個別企業に任せられよう。職分共同体は、個々の経営の中にまで立ち入ってその特性を考慮することはできないからである。この場合、経営は、社会保険の自己管理機能の一端を担うことになる。こうした任務に経営はどのような形で応えていくのか。ブラウアーはまた、企業内教育の問題に触れている。「問題は、だれが、実践的指導において指導者・教育者として登場すべきか<sup>80)</sup>」と。

このような課題に応える経営秩序のあり方として、ブラウアーは何らかの形の経営参加を主張するのであるが、われわれにとって興味ある点は以下のことである。「指導技師の選任にあたって、従業員が代表者を通し発言し得ることを、労働秩序に予見することは、けっして過大な要求ではない<sup>81)</sup>」としたのちに、ブラウアーはこう述べる。「この代表者が、今日ある類いの経営協議会か、それとも別の団体であるべきかどうかは、職分秩序的实践の経過に委ねるべきであろう。いずれにしても否定し得ざる命題は、経営の繁栄は、異種の労働集団が相互信頼のもとで相対しているかどうかにかかっているということである<sup>82)</sup>」と。先にブラウアーが述べた、個人給付と全体給付との統合および個人給付の共同体性の確立という原則は、したがって経営に外から与えられた規範としてのみあるのではなく、ここでは経営自体に内在する必然としても考えられているのである。

ペッシュは、倫理規範的な意味で、経営共同体論を主張したが、ブラウアーにおいては、それが経験的な意味においても主張されている。しかし経営共同体は経営利己主義につながらないか。われわれは、それを規制するものが、社会的パートナーシップであると理解する。つまり、前節でみた労働組合の存在が大きな意味をもってくるのである。職分秩序思考においては、労働組合なき経営共同体は考えられないのである。

80)81)82)Brauer, Theodor: a. a. O., S. 74.

## VI 結 論

シュテッグマンは、次のように述べている。「職分秩序思考のルネッサンスが見られたものの、ワイマール期における社会カトリシズムは、結局のところ、企業体制の変革よりも、むしろ超経営的空間における資本と労働の間の関係を新たに秩序づけることに、主として力を傾注する結果に終わった<sup>83)</sup>」と。ワイマール期社会的カトリシズムがこのような特徴をもつことについては、われわれもすでに明らかにしてきた。これは、社会的カトリシズムに限ったことではない。一般にワイマール期の社会的関心は、経営の中よりも経営を超えた段階での労資関係に向けられていたのである。経済民主主義をめぐる論議を想起すればよい。

われわれは、先にギックラーとブラウアーの主張をみたが、彼らに共通する視角は、経営の外で展開される職分秩序のあり方という観点から経営が眺められているということである。もっともブラウアーは、重大な問題領域を、わずかではあるが掘り出している。経営給付への個人給付の統合の問題がそれである。しかし問題自体の中へは入りこんでいない。

ところが、この問題領域へ本格的に踏みこんでいった人々がいた。一群のカトリック経営社会学者たちがそれである。ブリーフス、ゲック、レヒターペ、シュヴェンガー、ミューラー、ミッヘル等である。ブリーフスは、「経営の中に生起した心的緊張は、経営自体においては解消され得ず、経営の外へ噴出して、経済と社会の全体を動揺せしむる社会的不安のもっとも強力な動因となっている<sup>84)</sup>」と書いている。これが、この人々に共通する認識であった。根本的な問題解決は、個人給付を経営給付へ統合し得たところで終るのではない。この統合問題が、本質的に経営給付の全体給付への統合の問題と

83) Stegmann, Franz Josef : *Der soziale Katholizismus und die Mitbestimmung im Deutschland. Vom Beginn der Industrialisierung bis zum Jahre 1933*, München/Paderborn/Wien 1974, S. 198.

84) Briefs, Goetz : Vorwort, in ; Bäumer, Peter C. : *Das Deutsche Institut für Technische Arbeitsschulung*, München/Leipzig 1930, VI-VII.

不可分に結び付いていることを、基本認識として、問題解決を試みようとしたのである。これが、彼らの経営社会政策論を支えている問題意識であった。そこには、共通の基盤として職分秩序思考がある。個人給付・経営給付・全体給付の統合こそ、まさに職分秩序思考のめざすものに他ならないからである。